#### 1. 計画策定の趣旨

男女の不平等感が縮小されないことや、意思決定の場における女性の登用率が低いことなど、それらを解消すべき課 題が残されていること、また、女性の活躍を更に推進するため、男性中心型労働慣行等の変革する施策が必要であること や、女性に対する暴力をめぐる状況が多様化していることなど、社会的環境の変化や課題に対応するため策定するもの

#### 2. 計画の位置付け

- ・ 男女共同参画社会基本法第14条に規定する計画
- 女性活躍推進法第6条に規定する計画(努力義務)
- 宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画
- ・ 宇都宮市男女共同参画推進条例第8条に規定する計画

### 3. 計画の期間

平成30 (2018) 年度~平成34 (2022) 年度までの5年間

### 第2章 計画策定の背景

#### 1. 国、県、社会の動向

- ・平成28年に女性活躍推進法が完 全施行され、女性の採用・登用・能 力開発等のための計画の策定を事業 主や地方公共団体に求めるなど、女 性の活躍を一層促進する動きが拡大 ・国の「第4次男女共同参画基本計 画」においては、女性の活躍を推進 するため, 男性中心型労働慣行等を 変革することが重要であるとし、男 性の働き方等の見直しに焦点を当て た施策を講じている。
- ・県は「とちぎ男女共同参画プラン (四期計画)」,「栃木県女性の職業生 活における活躍の推進に関する計 画」を策定
- ・「いわゆるアダルトビデオ出演強 要問題・『JKビジネス』問題等に関す る緊急対策」が取りまとめられた。
- ・地方自治体におけるいわゆる「パ ートナーシップ条例」等の制定や LGBT 支援宣言など性的少数者の 方々に対する理解と支援の加速化

#### 2. 本市の現状と動向

#### (1)人口推移等の状況

- ■生産年齢人口の推移
- 328, 489 人  $(2015 \oplus 238, 490$ 人  $(2050 \oplus 238, 490$ 人  $(2050 \oplus 238, 490$ 人  $(2050 \oplus 238, 489)$
- ■老年人口比率
- 7.5% (S55)  $\Rightarrow$ 23.0% (H27)
- ■要介護認定者数
- 6,742 人 (H12)  $\Rightarrow$ 19,660 人 (H28)
- (2) 男性の家庭参画状況
- ■民間事業所男性の育児休業取得率  $4.8\% \text{ (H24)} \implies 5.8\% \text{ (H27)}$
- (3) 就労や意思決定の場での女性の 参画状況
- ■女性の年代別労働力率(いわゆる M 字カーブ)の状況(20代後半と30代 の値の差)
- 11.5 ポイント(H22) ⇒10.7 ポイント(H27)
- ■行政の分野における女性管理職の 割合
- $5.9\% \text{ (H23)} \Rightarrow 10.8\% \text{ (H28)}$

## 3. 現行計画の評価

指標① 社会全体で男女の地位が平等 になっていると感じる市民の割合 20.2% (H23) ⇒18.8% (H28)

課題の総括

進が必要

図る取組が必要

取組が必要

必要

◆性別による固定的な役割分担

意識の解消、男性の家庭参画の促

• 各年代に合わせた意識の醸成を

・長時間労働の見直し等, 男性や事

業主などに対する意識を変革する

◆働くことを希望する女性が働

き続けられ、長期的なキャリア形

成を可能とする就業,能力向上の

ための支援や職場環境の充実が

・保育環境の確保や女性の能力向

上に繋がる学習環境の整備が必要

事業所におけるポジティブアク

ションの推進や一般事業主行動計

・多様で柔軟な働き方を促進する

取組に対する支援や労働環境の見

直しの推進,事業所独自の取組の推

進に繋がるインセンティブについ

◆政策・方針決定過程への女性の

・市民協働の意識の醸成を図ると

ともに,情報提供方法の多様化が必

・審議会等における女性登用の働

きかけ、女性リーダーの育成が必要

◆男女共同参画の視点に立った

・女性に対する性的暴力問題に対

する未然防止,被害に遭った場合の

性差やライフステージに応じた

・性的少数者に関する理解促進を

正しい健康知識の理解促進が必要

早期相談の意識啓発等が必要

図るための調査研究が必要

画策定に対する支援が必要

ての検討が必要

参画促進が必要

人権の尊重が必要

指標② 「男は仕事,女は家庭」とい う考え方について肯定的な市民の割合 9.4% (H23)  $\Rightarrow 7.2\%$  (H28)

- ⇒ 中高年男性には、依然として固 定的性別役割分担意識が根強く残る。 指標③ 地域などで社会的な活動を行 っている市民の割合
- $49.8\% \text{ (H23)} \implies 30.6\% \text{ (H28)}$
- ⇒ 仕事が忙しく希望どおりに時間 が取れていない。

指標④ 審議会等委員に占める女性の 割合

25. 1% (H23)  $\Rightarrow$ 24. 6% (H28)

⇒ 推薦母体など、団体や専門分野 における女性の参画が進んでいない。 指標⑤ 結婚や出産・育児にかかわら ず、ずっと職業を持ち続けている女性 の割合

25.8% (H23)  $\Rightarrow 27.8\%$  (H28)

指標⑥ 出産・育児後、再就職できて いる女性の割合

39.5% (H23) ⇒32.5% (H28)

⇒「仕事と育児等の両立困難」を理 由とする退職は未だ多く, また, 退職 した女性が再就職するためには、夫の 理解や家庭参画が求められている。 指標⑦「『仕事』と『家庭生活』と『個 人・地域の生活』のすべてを優先でき ている市民の割合の理想と現実の差」  $30.9\% \text{ (H23)} \implies 32.4\% \text{ (H28)}$ 

⇒ 希望どおりのワーク・ライフ・ バランスが取れていない。

指標⑧ 過去2年間に配偶者や恋人か ら暴力を受けたことのある女性の割合 15.9% (H23)  $\Rightarrow$ 18.3% (H28)

⇒ 被害を受けても相談できない女 性は多い。

指標⑨ パートナー(配偶者や恋人な ど)が、自分の健康状態について理解 していると思う市民の割合 62.3% (H23) ⇒58.9% (H28)

# 第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念 (男女共同参画推進条例第3条)
- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由
- 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 男女の生涯にわたる健康の確保
- 国際社会における動向の留意と協調

## 2. 目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能 にし、個性と能力を十分に発揮できる社会

# 3. 計画の基本目標

## 基本目標I

男女共同参画社会に向けた行動を促す意識 の変革

固定的性別役割分担や慣行に捉われず,多様な生き方を 認め合い, 正しい理解と認識を深め, 男女共同参画の視点 を持ちながら, 行動する社会を目指します。

# 基本目標Ⅱ

# さまざまな分野における男女共同参画の 推進

個々のワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、政策 方針決定過程への女性の参画など、さまざまな分野に男女 が参画する社会を目指します。

# 基本目標Ⅲ

# 人権が守られ尊重される社会に向けた環境 整備

男女が個人としての人権を尊重し, 互いの身体的特性を 理解し合いながら, 生涯を通じて健康に暮らせる社会を目 指します。

### 第4章 施策の展開

※ 重点施策: 重

※ 女性活躍推進法対応: ②

施策の方向1 男女共同参画を実践・行動に繋げるための 教育・啓発の推進

施策1 男女共同参画の教育の推進

施策2 男女共同参画についての広報啓発活動

### 施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的 性別役割分担や慣行の見直し

施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進

施策4 男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の

## 施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

施策5 女性の活躍に向けた人材育成支援・・・ め

施策6 仕事と子育てや介護等との両立支援・・・ 園 め

# 施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

施策9 地域における男女共同参画の推進

# 施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の 推進

施策10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進 

施策11 自営の商工業や農業・林業従事者,地域等におけ る方針決定への女性の参画の促進・・・母

#### 施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進・・・ ・ 重

施策13 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

## 施策の方向7 性に対する理解促進と生涯を通じた男女 の健康支援

施策14 性についての理解促進

施策15 性差に応じた健康支援

# 第5章 計画の推進

### 1. 市民, 事業者, 関係団体等との協働

主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策に取り組む。

#### 2. 推進体制

- (2) 宇都宮市男女共同参画審議会の設置・・・継続
- (3) (仮称) 宇都宮市女性活躍推進協議会の設置・・・ 新規設定 (協議中)

計画の実効性を高め総合的に推進していくため、条例に基づき施策の進捗状況等を毎年度取りまとめ、公表する。

(1) 宇都宮市男女共同参画推進委員会の設置・・・継続

#### 3. 計画の進行管理